

# 渡辺病院居宅介護支援事業所 [運営規程]

## 第1章 事業の目的および運営の方針

### (事業の目的)

第1条 要介護者等の心身の状態・環境等に応じて、本人や家族の意向を基に、居宅サービスまたは、施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類・内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるように、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供をおこなうことを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、生活全般にわたる援助をおこなう。

2 実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## 第2章 事業所の名称等

### (事業所の名称等)

第3条 事業をおこなう事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 渡辺病院居宅介護支援事業所
- 2 所在地 鳥取市東町3丁目307番地

### (従業者の職種および員数・職務内容)

第4条 渡辺病院居宅介護支援事業所（以下、本所という）に勤務する従事者の職種、員数および勤務内容は、次のとおりとする。

- ◆管理者 (常勤 1名) 介護支援専門員の管理および指導と業務の統括
- ◆介護支援専門員 (常勤 2名) 利用申し込みに係る対応

※内1名は、管理者と兼ねる

居宅サービス計画の作成および関係機関との連絡

### (営業日および時間)

第5条 本所の通常の営業日および営業時間は次のとおりとする。

- ◆毎週月曜日から土曜日（但し、国民の祝日および盆休み[8月15日]、年末年始休業日[12月30日～1月3日]を除く）

8時45分から17時15分（月から金）・8時45分から12時45分（土）

※土曜日は2回/月営業

2 前項の営業日および営業時間のほか、電話等により、常時連絡が可能な体制を敷くこととする。

## (居宅介護支援事業の提供方法および内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法および内容 ※別紙フロー図のとおり

- ◆利用者の相談を受ける場所：本所の相談室
- ◆使用する課題分析表の種類：全社協在宅版ケアプラン作成方法検討会作成版
- ◆サービス担当者会議の場所：当事業所の会議室または、利用者の居宅等
- ◆サービス担当者会議の開催：居宅サービス計画の新規作成の場合、要介護更新認定を受けた場合、要介護状態区分の変更認定を受けた場合に開催する
- ◆介護支援専門員の居宅訪問：1か月に1回以上訪問し、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握をする。
- ◆実施状況の把握（ヒアリング）：1か月に1回以上、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握および連絡調整をおこない記録する。

## (通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

鳥取市・八頭町・岩美町・若桜町・智頭町の区域

## (利用料およびその他の費用)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示額によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときの利用料負担はない。但し、通常の事業実施地域以外で当該サービスをおこなう場合の交通費については、利用者が負担する。

## 第3章 運営に関する重要事項

### (内容および手続きの説明および同意)

第9条 居宅介護支援の開始に際しては、利用申込者もしくは家族に対し、サービス内容および利用料金等の重要事項を記した文書を交付し、同意をする旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

### (その他運営に関する重要事項)

- 第10条 本事業の社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。
- 2 職員は、業務上知り得た秘密を在職中、退職後に関わらず正当な理由なく漏らしてはならない。
  - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は本所が定める。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

〒680-0011 鳥取市東町3丁目307番地

社会医療法人明和会医療福祉センター

渡辺病院居宅介護支援事業所 管理者 山口桂子

電話(0857)24-1151